2024年1月31日

受益者の皆様へ

アライアンス・バーンスタイン株式会社

「アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信」
信託金限度額の変更のお知らせ

拝啓　時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在ご投資いただいております「アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信」（計5コース。下記の1.対象ファンドをご確認ください。）につきまして、信託約款に定める信託金限度額の規定を変更しましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。なお、対象ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきましては、一切変更ありません。

投資信託の運用につきましては引き続き万全を期して努力してまいる所存でございます。

今後とも弊社ファンドをご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

- アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）
- アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）
- アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Cコース毎月決算型（為替ヘッジあり）予想分配金提示型
- アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型
- アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Eコース隔月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型

2. 信託約款の変更日

2024年1月31日

3. 変更内容

	信託金限度額	
	変更前	変更後
Aコース	1兆円	以下の各コース合計で5兆円： Aコース、Bコース、Cコース、 Dコース、Eコース
Bコース	1兆5,000億円	
Cコース	1兆円	
Dコース	2兆5,000億円	
Eコース	1兆円	

4. **変更理由**

対象ファンド各コースの残高増加が見込まれるなか、従前の各コース毎の限度額設定にかえて、今後は、主要投資対象である「アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド」で限度額を効率的に管理すべく、所要の修正を行ったものです。

以上

アライアンス・バーンスタイン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第303号
加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／日本証券業協会／
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当ファンドの主なリスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて主として株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

株価変動リスク

経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響で株価が変動し、損失を被るリスクがあります。

為替変動リスク

Aコース/Cコース（為替ヘッジあり）	実質外貨建資産について為替予約取引などを用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また、対象通貨国と日本の金利差によっては、ヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。
Bコース/Dコース/Eコース（為替ヘッジなし）	実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

信用リスク

投資対象金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額の変動リスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象とする他のベビーファンドでの設定・解約等に伴うマザーファンドでの組入金融商品等の売買等が生じた場合、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お客様にご負担いただく費用

お客様には下記の費用の合計額をご負担いただきます。なお、下記の費用は、お客様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なるものが含まれているため、合計額を表示することができません。

直接的にご負担いただく費用

購入時手数料	購入価額と購入口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める購入時手数料率（3.3%（税抜3.0%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	ありません。

信託財産で間接的にご負担いただく費用

運用管理費用（信託報酬）	純資産総額に対して年1.727%（税抜年1.57%）の率を乗じて得た額とします。 ※Aコース/Cコースおよびマザーファンドの投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。 ※ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。
その他の費用・手数料	●金融商品等の売買委託手数料／外貨建資産の保管等に要する費用／信託財産に関する租税／信託事務の処理に要する諸費用等 ※投資者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示できません。 ●監査費用／法定書類関係費用／計理業務関係費用（Eコースのみ）／受益権の管理事務に係る費用等 ※純資産総額に対して年0.1%（税込）の率を上限として、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの主な関係法人

・委託会社 （ファンドの運用の指図を行う者）	アライアンス・バーンスタイン株式会社 www.alliancebernstein.co.jp
・投資顧問会社 （Aコース/Cコースおよびマザーファンドの運用の一部の委託先）	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、 アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド
・受託会社 （ファンドの財産の保管及び管理を行う者）	三井住友信託銀行株式会社